

令和2年(2020年)5月15日

第6回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(危機管理対策本部会議を含め23回目)

日時：5月15日(金)11時00分から

場所：第一庁舎2階大会議室

次 第

1. 現況について
2. 5月14日付基本的対処方針の変更内容及び第16回府対策本部会議の内容について
3. 今後の市の対応について
4. その他

第6回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

現況について 資料

令和2年(2020年)5月15日  
健康医療部長 兼 保健所長

1. 新型コロナウイルス感染症発生の状況 (5月15日9:00現在)

- 1) 国内：感染者数 16,079名、死亡者数 687名 (5月14日現在 厚生労働省発表)
- 2) 大阪府：感染者数 1,750名 (5月14日現在 厚生労働省発表)
- 3) 大阪府発表：感染者数 1,765名、死亡者数 63名 (5月14日18:00現在)

2. 豊中市における発生の状況 (5月15日9:00現在)

(1) 個票

	年代	性別	基礎疾患
豊中1 (=大阪 41)	60代	男性	○
豊中2 (=大阪 46)	20代	女性	
豊中3 (=大阪 54)	60代	女性	
豊中4 (=大阪 66)	70代	男性	○
豊中5 (=大阪 76)	20代	女性	
豊中6 (=大阪 77)	20代	女性	
豊中7 (=大阪 75)	20代	女性	
豊中8 (=大阪 90)	70代	女性	○
豊中9 (=大阪 138)	60代	男性	○
豊中10 (=大阪 154)	20代	女性	
豊中11 (=大阪 187)	40代	女性	
豊中12 (=大阪 272)	30代	男性	
豊中13 (=大阪 273)	40代	女性	
豊中14 (=大阪 307)	70代	男性	○
豊中15 (=大阪 282)	70代	男性	○
豊中16 (=大阪 335)	50代	男性	
豊中17 (=大阪 373)	20代	男性	
豊中18 (=大阪 514)	60代	男性	
豊中19 (=大阪 515)	40代	女性	
豊中20 (=大阪 516)	50代	女性	
豊中21 (=大阪 560)	40代	男性	○
豊中22 (=大阪 561)	30代	男性	
豊中23 (=大阪 668)	50代	男性	
豊中24 (=大阪 669)	50代	男性	
豊中25 (=大阪 757)	80代	女性	
豊中26 (=大阪 758)	20代	女性	

	年代	性別	基礎疾患
豊中 27 (=大阪 759)	20代	女性	
豊中 28 (=大阪 760)	50代	男性	
豊中 29 (=大阪 776)	40代	女性	
豊中 30 (=大阪 777)	20代	女性	
豊中 31 (=大阪 778)	80代	男性	○
豊中 32 (=大阪 779)	70代	女性	○
豊中 33 (=大阪 813)	30代	男性	
豊中 34 (=大阪 814)	60代	男性	
豊中 35 (=大阪 878)	20代	女性	○
豊中 36 (=大阪 923)	50代	男性	
豊中 37 (=大阪 961)	30代	女性	○
豊中 38 (=大阪 962)	30代	女性	
豊中 39 (=大阪 963)	60代	女性	○
豊中 40 (=大阪 964)	70代	男性	○
豊中 41 (=大阪 965)	70代	女性	
豊中 42 (=大阪 966)	90代	女性	○
豊中 43 (=大阪 974)	40代	男性	
豊中 44 (=大阪 1022)	20代	女性	
豊中 45 (=大阪 1062)	50代	女性	
豊中 46 (=大阪 1063)	30代	男性	
豊中 47 (=大阪 1064)	20代	男性	
豊中 48 (=大阪 1211)	20代	女性	
豊中 49 (=大阪 1287)	40代	女性	
豊中 50 (=大阪 1355)	50代	男性	
豊中 51 (=大阪 1327)	30代	女性	
豊中 52 (=大阪 1380)	70代	男性	
豊中 53 (=大阪 1406)	50代	男性	
豊中 54 (=大阪 1426)	60代	女性	
豊中 55 (=大阪 1469)	10代	女性	
豊中 56 (=大阪 1468)	20代	男性	
豊中 57 (=大阪 1493)	50代	男性	
豊中 58 (=大阪 1492)	30代	女性	
豊中 59 (=大阪 1606)	30代	男性	
豊中 60 (=大阪 1640)	60代	男性	○
豊中 61 (=大阪 1641)	40代	女性	○
豊中 62 (=大阪 1657)	20代	男性	
豊中 63 (=大阪 1682)	30代	男性	
豊中 64 (=大阪 1698)	80代	男性	○

(2) 現在の状況 (まとめ) (5月15日9:00現在)

3. 保健所長私見

(1) 抗原検査

(2) 抗体検査

(3) 第二波のための“入口戦略”

4. PCR 検査

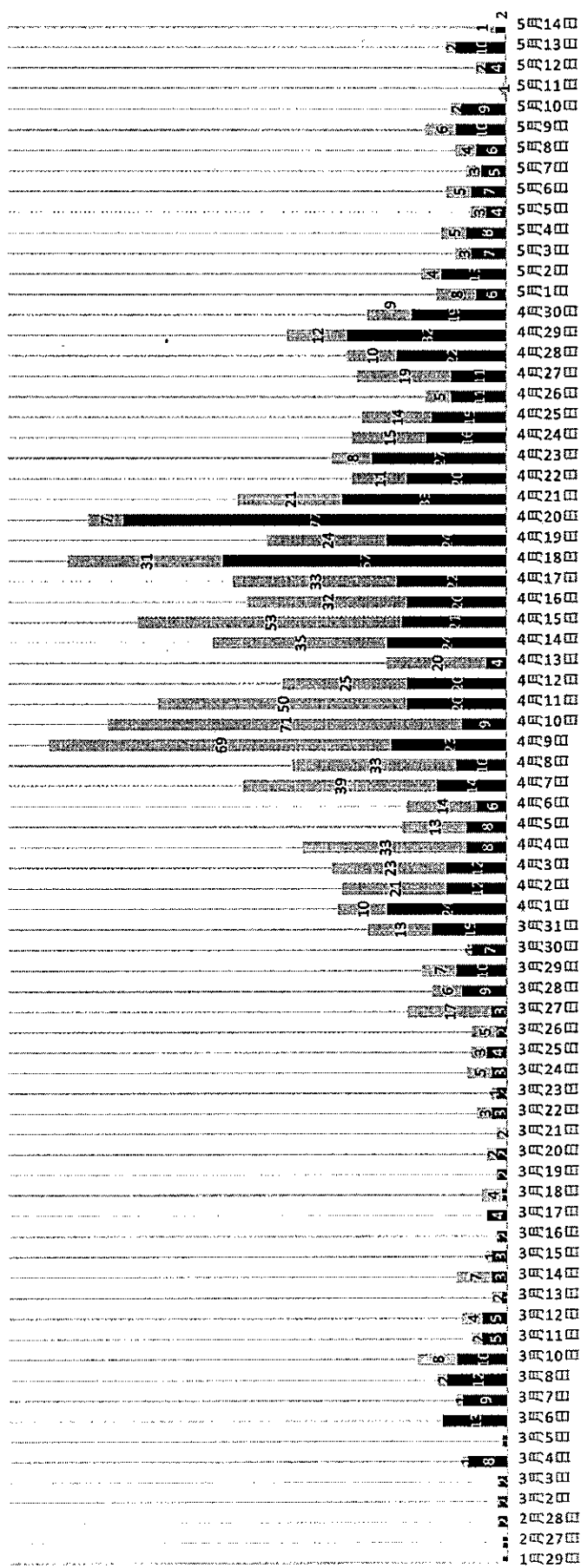
5. 帰国者・接触者外来

6. 帰国者・接触者相談センター

7. 大阪府 陽性者数 (報道提供日別)

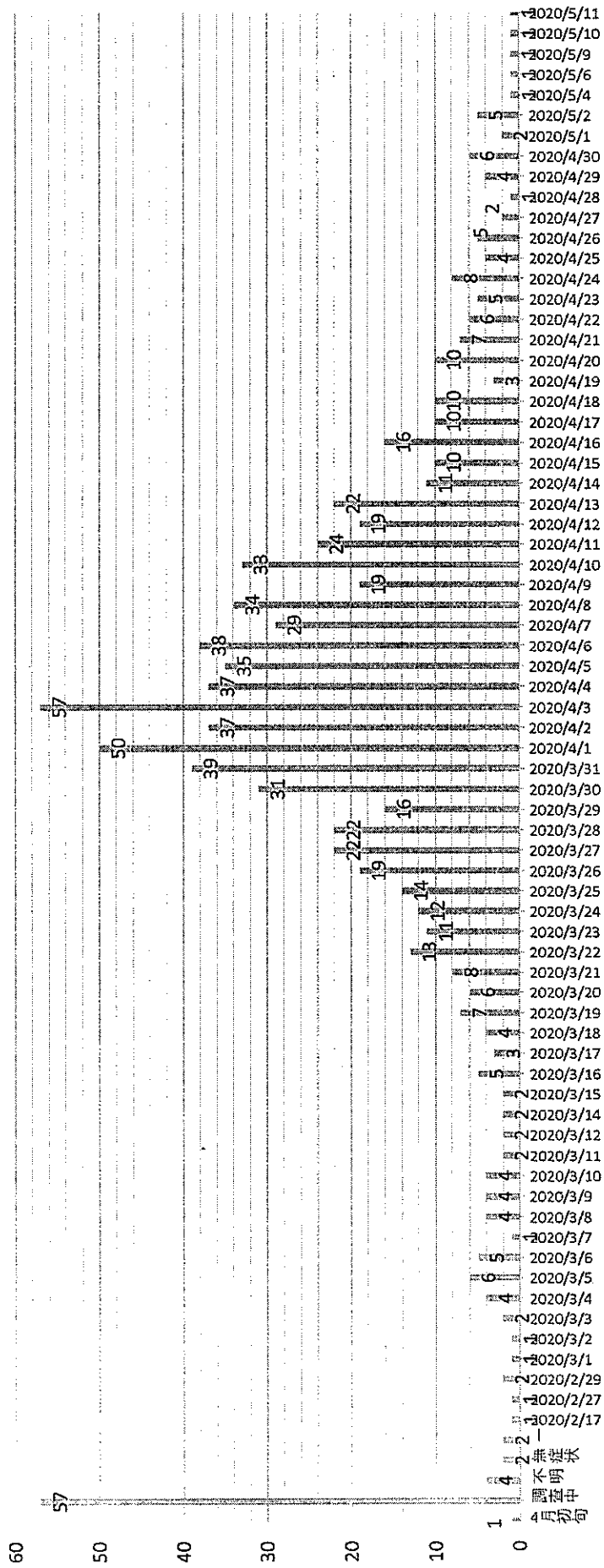
大阪府 陽性者数 (報道提供日別 全日)

■経路判明 ■経路不明



8. 大阪府 陽性者数（発症日別）経路不明者のみ

大阪府 陽性者数（発症日別）※経路不明者のみ※





## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であると認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

令和2年5月4日に、感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一人となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が



は重症者数を減少させることが可能である。新規報告数が、こうした水準まで減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。

なお、政府としては、緊急事態宣言を延長しても、引き続き、社会経済活動への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

#### 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月12日までに、合計46都道府県において合計15,854人の感染者、668人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県の中でも「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきている。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスタスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向

現れはじめていた。一方で、全国の新規報告数は未だ1日当たり200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制が逼迫している地域も見られたことから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもあった。このため、同日、法第32条第3項に基づき、引き続き全都道府県において緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとした。

その後、令和2年5月14日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する考え方を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行うこととする。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスタ対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出などの外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、効果的なラスタ対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治療を十分に行うことができ、新規報告数を減少させ、ひいて

が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の報告においては、国内の感染状況について、専門家会議の見解として、

「市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが明確に立ち上がりはじめた3月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始めた3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。」

「しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が示唆される。」

などと指摘された。

また、医療提供体制の面については、

「医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続けられているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の逼迫が続いている。」

「新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約2～3週間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者については、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込

まれ、医療現場の逼迫した状況は新規感染者の発生速度の鈍化と比較しても、緩やかにしか解消されないものと考えられる。」

などと指摘された。

その上で、専門家会議の見解として、  
「地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。」とされた。

こうした専門家会議の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制の逼迫の状況も改善してきている。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

#### ① 感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

#### ② 医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

#### ③ 監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

また、令和2年4月7日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーパーシユートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、経済社会状況にも留意し、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあると考えられている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

これらの点を踏まえ、特定の区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する。感染の状況については、1週間単位で見ても新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人あたり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の重症患者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。監視体制については、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

以上を踏まえて、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

上記以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、後述する「(3)まん延防止6」緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏

- ・ 世界保健機関 (World Health Organization: WHO) によると、現時点において潜伏期間は1-14日 (一般的には約5-6日) とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ (倦怠感) や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告 (令和2年3月9日公表) では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治療する例も多いたことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告 (令和2年2月28日公表) では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- ・ また、日本における報告 (令和2年4月30日公表) では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた (第一波) 一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている (第二波)。
  - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。) 第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
  - ・ 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。
  - ・ なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型コロナウイルス感染症等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務 (テレワーク) の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。
  - ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。
- 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
  - ② サーパーバイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ 引き続き、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ⑤ 緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合、外出の自粛や施設の使用制限等は基本的に解除されることになるが、その場合においても、感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる。新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行するものとする。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強いまん延防止対策等を講ずる。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
  - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
  - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
  - ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
  - ・ 「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底。
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
  - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。

- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 「新しい生活様式」の在り方の周知。
- ・ 室内で「三つの密」を選べる。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を行うことを選べるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応(不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止)の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国

者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。

⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。

⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめ、国民に還元するよう努める。

⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

① 感染症法第12条に基づき医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。

② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知し、的確に対応できるよう、体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整を図る。また、厚生労働省は、感染症法第12条に基づき医師の届出とは別に、市中での感

染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。

③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID19, H E R - S Y S）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、より効果的・効率的な対策に活用していく。

④ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System, G - M I S）を構築・運営し、医療提供状況を一元かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。

⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生 of 把握の強化を図る。

⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。

⑦ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

## (3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、これまでにクラスターが発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

## 2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず志じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行うい、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所

要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などに於いては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえ、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4

項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5 月 4 日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

#### 4) 職場への出勤等

① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもロケーション勤務等を強力的に推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力的に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビス会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。



や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等

① 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。

・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民に周知を行うこと。

・ 不要不意の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。

・ 全国的かつ大規模な催物等(一定規模以上のもの)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

・ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけ

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

・ 引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。

・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビス会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。

・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して、支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小

ること。

これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

- ② 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討するものとする。

- ③ 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、①②の取組を行うにあたっては、予め国と迅速に情報共有を行う。

#### 7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。

- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

#### 8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。

- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。

- ⑤ 政府は、個人情報保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラムミニングインタフェース(API)を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

#### 9) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき国と密接に情報共有を行う。国は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれ

ることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

#### (4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
  - ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要な無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症患者等」という。）は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症患者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していく

とともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受け入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。
- また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病床の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。

さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
  - ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診

することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。

また、都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することがかえって感染するリスクを高める可能性もあることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。

夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス

感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。

・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。

④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配属の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。

・ 厚生労働省は、都道府県が法第31条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。

⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。

・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療器材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。

・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を

において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。

・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。

・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。

・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を選やかに実施すること。

・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。

・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑨ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

#### (5) 経済・雇用対策

政府は、令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全

徹底して避けるとともに、

▶ 症状がなくても患者や利用者とはマスクを着用する、  
▶ 手洗い・手指消毒の徹底、

▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、

▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、

▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、  
などの対策に万全を期すこと。

・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時的利用を中止又は制限する。入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせようとする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来に

を期す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対処する。

(6) その他重要な留意事項

- 1) 人権への配慮、社会課題への対応等
  - ① 政府は、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう適切に取り組む。
  - ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
  - ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
  - ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
  - ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じて、法第59条に基づく措置を講じる。
  - ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対処するため、適切な支援を行う。
    - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
    - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
    - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
    - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
    - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。

⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じて、法第54条に基づく緊急輸送の要請や法第55条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
  - ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
  - ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。
- 3) 関係機関との連携の推進
- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
  - ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
  - ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部門も含めすべてが協力を対策にあたる。
  - ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況

等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。

⑥ 都道府県等は、近隣の特定都道府県等が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。

⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、予め国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。

⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が滞滞なく行えるよう対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。

② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。

③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。

④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。

⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。

⑥ 政府は、空港、港、海、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。

⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。

② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食品供給関係（農業・林業・漁業、飲食品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需品供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需品の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需品サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービスの維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。





# 第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月14日(木) 20時00分～

場所 本館5階 正庁の間

## 次 第

### 議 題

#### (1) 大阪の感染拡大の状況分析について

①府内における発生状況【資料1-1】

②大阪モデルにおける警戒信号の状況【資料1-2】

③国の解除基準における府の現状【資料1-3】

(参考配布) 緊急事態宣言前後の人口増減の状況【資料1-4】

(参考配布) 大阪府居住者の平均移動距離の推移【資料1-5】

#### (2) 5月16日以降の緊急事態措置について

①5月16日以降の緊急事態措置の概要【資料2-1】

(参考配布) 外出自粛や施設の使用制限の要請等について(比較表)【資料2-2】

②府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方【資料2-3】

③感染拡大予防にかかる標準的対策(全施設)【資料2-4】

④府専門家会議の座長・副座長・オブザーバーの意見【資料2-5】

#### (3) 感染拡大抑制と社会経済活動の再開・維持に向けた戦略【資料3】

#### (4) その他

(参考配布) 受診・相談に関する府民向け啓発資料(5/11改訂版)【資料4】

(参考配布) ライトアップ協力事業者等リスト【資料5】

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR 推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

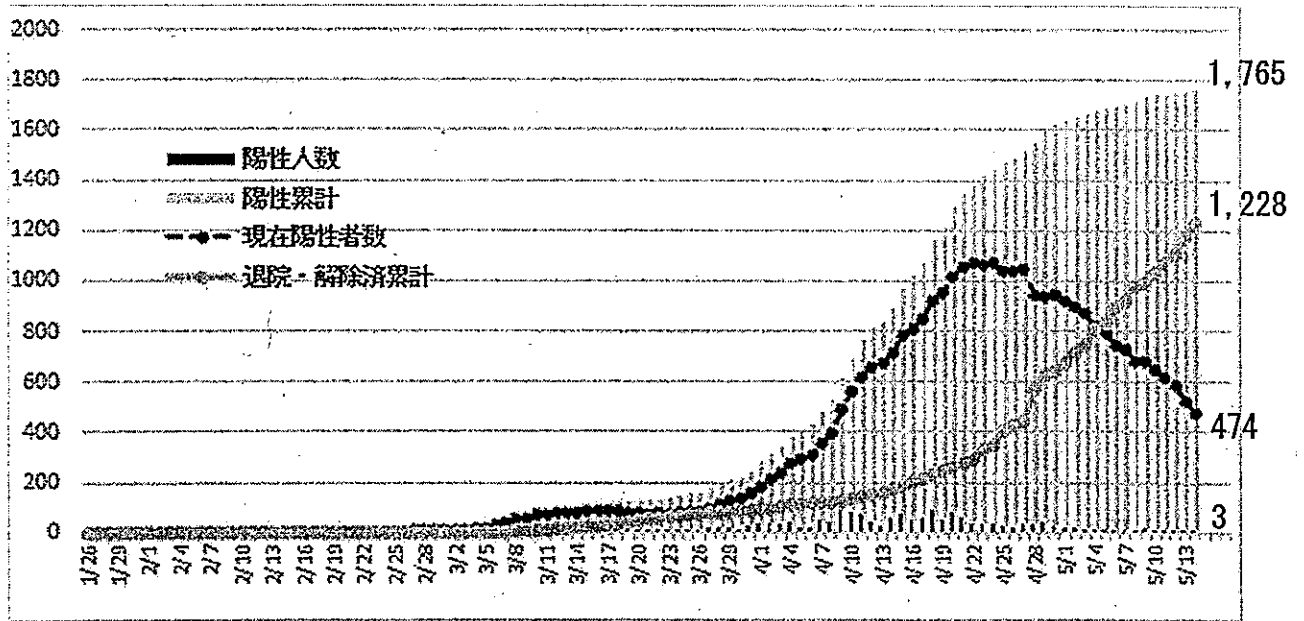
新型コロナウイルス感染症の府内発生状況（令和2年5月14日現在）

① 大阪府内の検査陽性者の状況

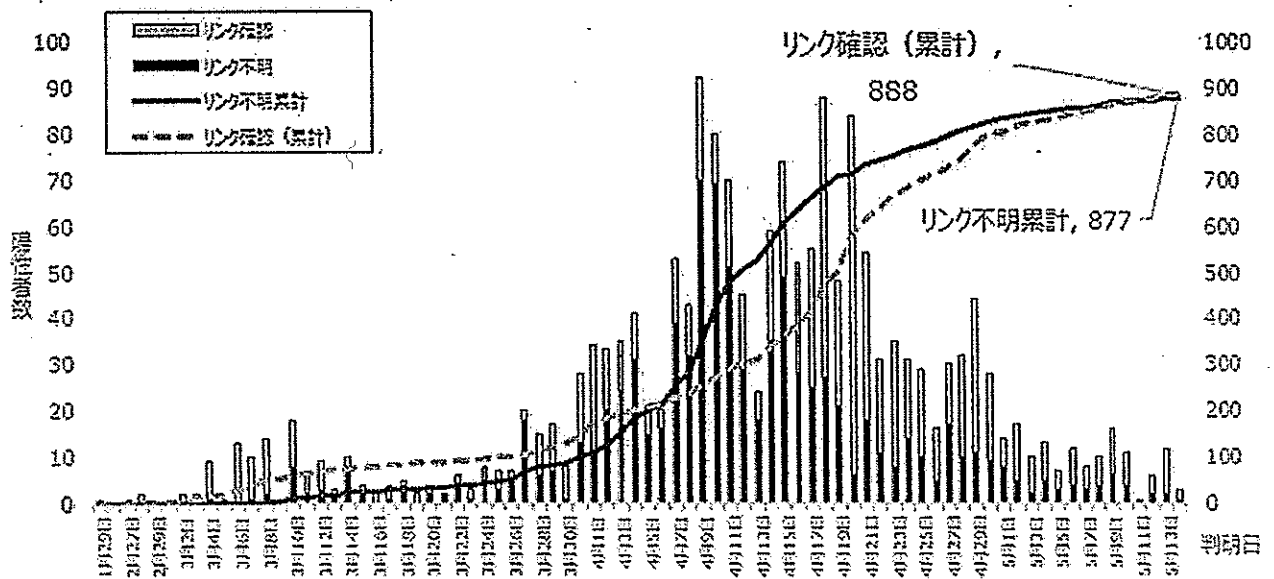
検査件数	陽性者数								死亡	退院・解除済累計
	陽性者数 累計	現在陽性者数	入院中	重症	入院調整中	自宅療養	宿泊療養	療養等調整中		
24,030	1,765	474	333	43	4	31	94	1	63	1,228
前日比	793	3	-50	-12	-2	-6	-6	-24	-2	52

※大阪府外で健康観察を実施している事例：11件

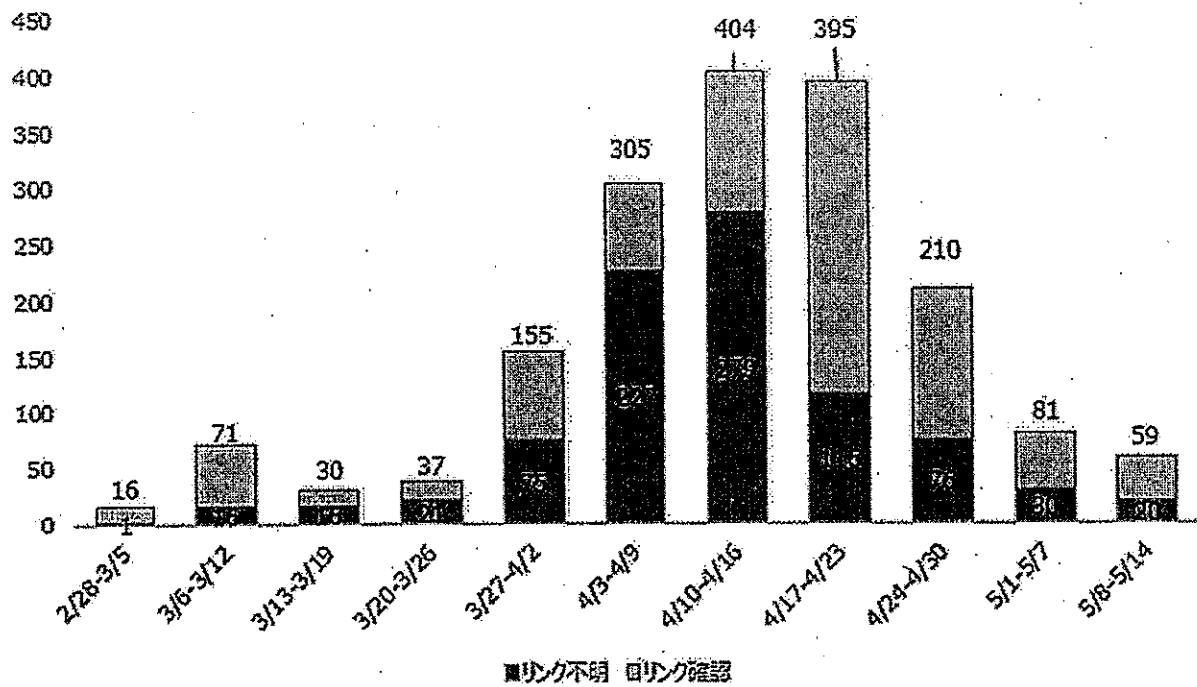
② 新型コロナウイルスの発生状況等



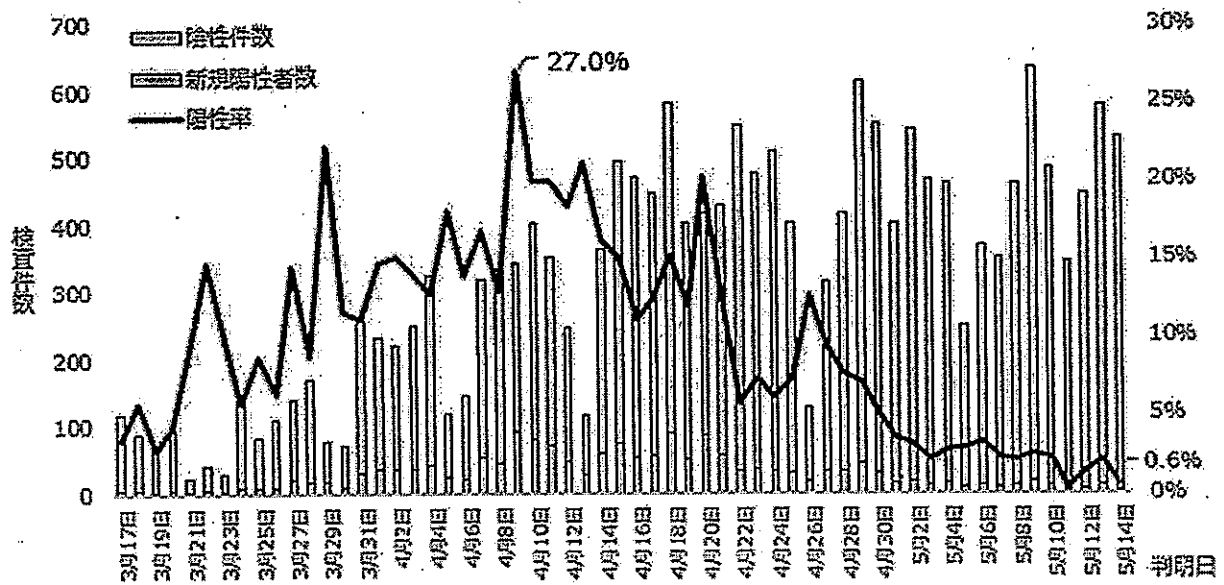
③ 陽性者数の推移



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移





# 国の解除基準における府の現状

## 国の解除基準

## 府の現状

### (1) 感染状況【疫学的状況】

- ①直近 1 週間の新規感染者数がその前週の数より減少傾向にあること
- ②直近 1 週間の10万人あたり累積新規感染者数が0.5人未満程度

5月1日～5月7日 81人  
5月8日～5月14日 59人  
0.67人 (5/14時点)

達成

未達

### (2) 医療提供体制【医療状況】

- ①重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと
- ②患者急増に対応可能な体制が確保されていること

4/27 5/6 5/14

重症者数(人)

59

61

43

達成

重症病床確保数(床)

170

188

188

軽症中等症入院患者数(人)

390  
(4/28)

342

290

達成

軽症中等症病床確保数(床)

813  
(4/28)

919

944

宿泊療養者数(人)

135

165

94

達成

宿泊療養客室数(室)

1,504

1,504(注)

1,504(注)

### (3) 検査体制の構築

- ①PCR等検査件数の動向

検査可能体制 890検体/日  
陽性率 9.5%(4/27) 4.0%(5/6) 0.6%(5/14)

達成

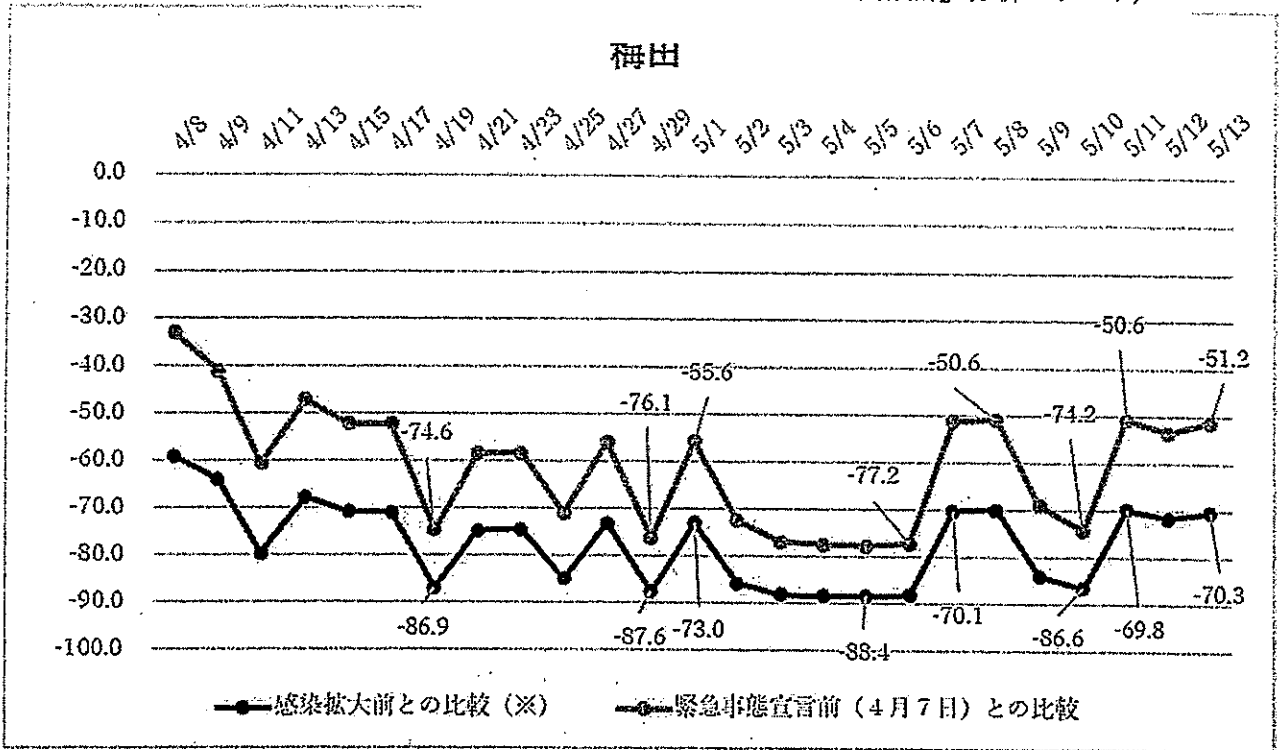
(注) 医療従事者用192を含む

※基準を満たした場合は、国が総合的に判断し、緊急事態措置を解除

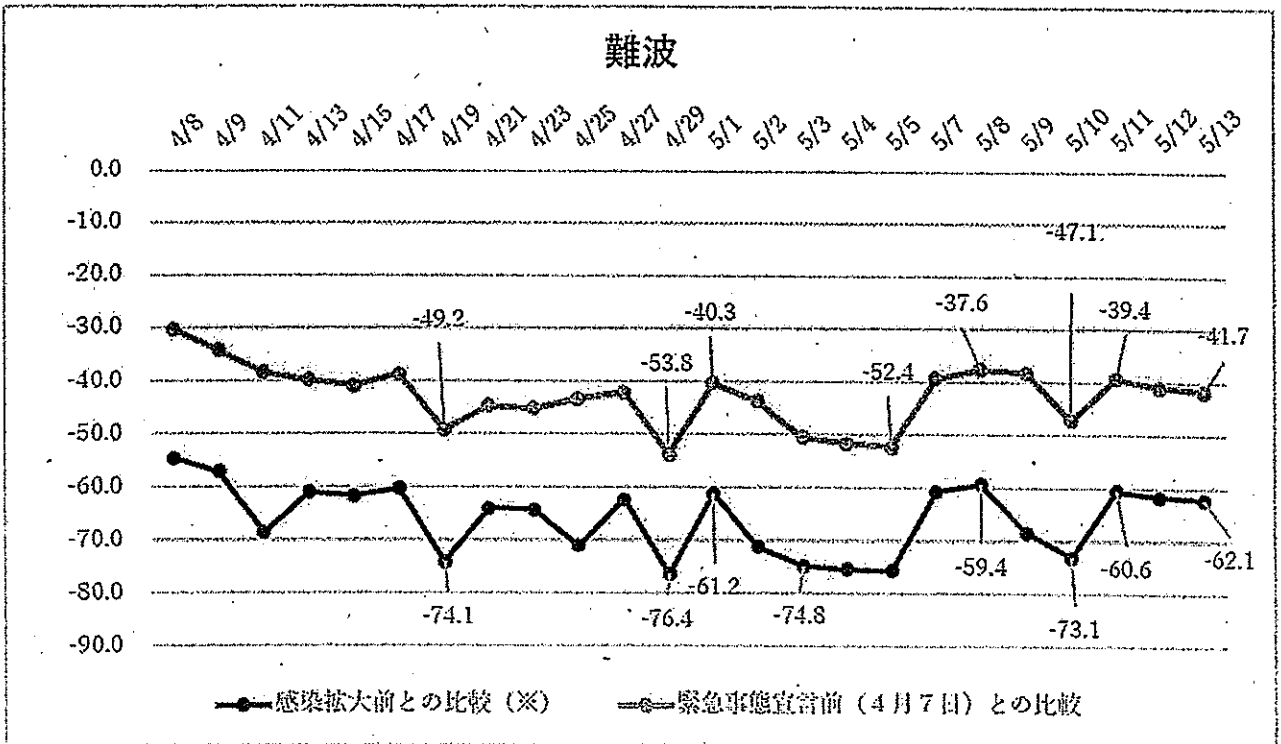
大阪モデルは「グリーンステージ1」に移行する際の判断基準であり、国の解除基準による修正は行わない。

## 緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTTドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



梅田については、平日で、感染拡大前との比較で7割程度の減少



難波については、平日で、感染拡大前との比較で6割程度の減少

※ 4月12日までは、2019年11月平均との比較。

4月13日以降は、2020年1月18日(土)～2月14日(金)4週間の平均との比較。

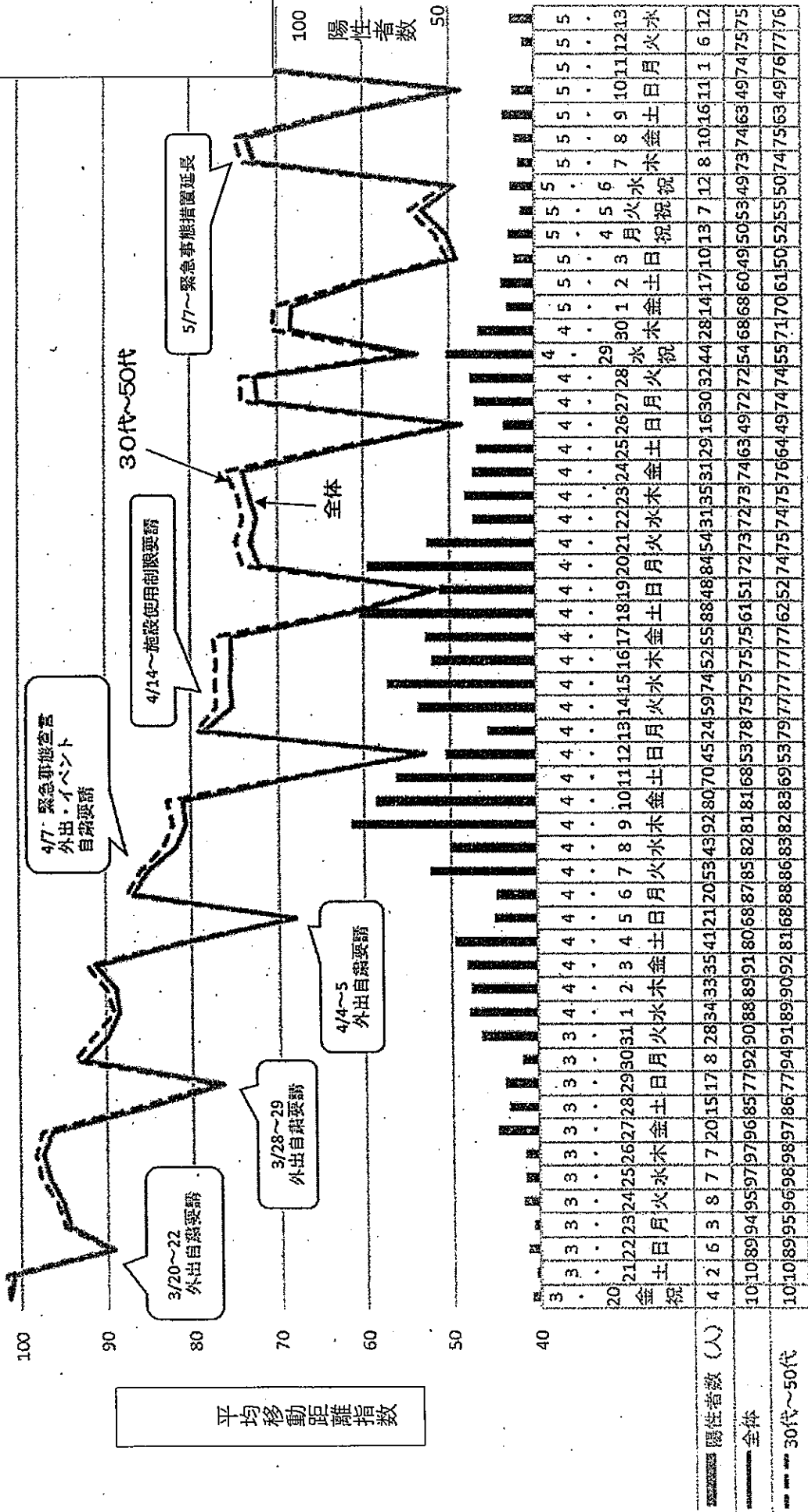
(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)



# 大阪府居住者の平均移動距離の推移

資料 1 - 5

平均移動距離は感染拡大前に比べ平日で7.5割程度、休日で5割程度に減少



※平均移動距離指数：大阪府居住者の1月6日から31日の平日と休日のそれぞれの平均距離を100とした場合の各日の数値  
 ※陽性者数：大阪府集計 平均移動距離指数；ヤフー・データソリューション調べ

## 5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

資料2-1

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日
- ③ 実施内容 (【大阪モデル】を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除)

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

### ● 外出自粛の要請 (特措法第45条第1項)

府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること  
(在宅勤務(テレワーク)の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など)

### ● イベントの開催自粛の要請 (特措法第24条第9項)

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

### ● 施設の使用制限の要請等 (特措法第24条第9項)

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

## 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

▶ 府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

### 【自粛を要請する内容】

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

### 「新しい生活様式」の実践例 【別紙】など

- ① 身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ② マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③ 手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④ 在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤ 「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用  
など

## イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

### 【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：屋内、屋外を問わない
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント  
(具体例)  
祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、  
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、  
生活の維持に必要なものについては、感染防止対策を講じた上での実施を要請

## 施設の使用制限の要請等

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

### 【実施内容】

1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒ 適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2. 特措法により休止を要請する施設

- ・ 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設
- ・ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
- ・ イベントの開催自粛要請を踏まえた施設
- ・ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

⇒ 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒ 応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

⇒ 府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。

但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

⇒ ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、

特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

## 実施内容

### 1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

#### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需物資取売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。） 料理店、喫茶店等（宅配、テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前6時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。（宅配、テークアウトサービスは除く。） ※飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理

#### (2) 社会福祉施設等

施設区分	施設内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2. 特措法により休止を要請する施設

➤ 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブラハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒ 応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
運動施設、 遊技施設	体育館、屋内水泳場、ホウリウキ場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

➤ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設  
(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	個室ヒアオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	＜同上＞
運動施設、 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

➤ イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設区分	施設内訳	要請内容
集会・展示施設 (貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、 文化会館	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒ 応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)

➤ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校 (大学等を除く。)	＜同上＞



### 3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

#### ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設区分	施設内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	府が定める標準的対策を遵守すること。府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。
集会・展示施設	貸会議室	但し、国のホームページに掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等	
（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等	
運動施設、遊技施設		
（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設）		

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違ふときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控える
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控える
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

外出自粛や施設の使用制限の要請等について（比較表）  
（新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置）

現在	改正案
<p><b>大阪府緊急事態措置の概要</b></p> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月31日</p> <p>③ 実施内容            新型インフルエンザ等特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。</p> <p>●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）            府民に対し、<u>医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。</u></p> <p>●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）            イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。</p>	<p><b>大阪府緊急事態措置の概要</b></p> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日</p> <p>③ 実施内容            新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。</p> <p>●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）            府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。            1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること            2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること            3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）</p> <p>●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）            &lt;同左&gt;</p>

改正案

1. 外出自粛要請 (特措法第 45 条第 1 項)

府民に対し、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

【自粛を要請する内容】

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県の繁華街への外出を自粛すること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けることにも、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例

- ① 身体的距離の確保 (人との間隔はできるだけ 2 m 確保)
- ② マスクの着用 (症状がなくてもマスクを着用)
- ③ 手洗い (家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う)
- ④ 在宅勤務 (テレワーク) 等の取組みを推進
- ⑤ 「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

2. イベントの開催自粛要請 (特措法第 24 条第 9 項)

<同左>

現在

1. 外出自粛要請 (特措法第 45 条第 1 項)

府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。

特に、密閉空間、密集場所、密接場面という 3 つの条件が重なる場、いわゆる「3 つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合 (例)】

※ 感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・生活必需品 (食料品、日用品、医薬品等) の買い出し
  - 健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
  - 仕事・・・職場への出勤
- ⇒ ただし、在宅勤務 (テレワーク) や時差出勤等の取組みを強く要請。  
感染防止のための取組みと「3 つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・銀行、役所など

2. イベントの開催自粛要請 (特措法第 24 条第 9 項)

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：屋内、屋外を問わない
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント (具体例)

祭礼、地域行事、文化的イベント (コンサート、演劇、発表会等)、催事 (物

産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

改正案

●施設の使用制限の要請等

①期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日

②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設

<同左>

2 特措法により休止を要請する施設

➢全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

・『遊興施設』のうち「キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー

・『ダンスホール」「カラオケボックス」「ライブハウス」「性風俗店」

・『運動・遊技施設』のうち「体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、

スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設」

➢クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設

(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

・『遊興施設』『運動・遊技施設』

➢イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

・『集会・展示施設(貸会議室を除く)』

➢5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

・『文教施設』

⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検

討(施設名を公表)

現在

●施設の使用制限の要請等

①期間 令和2年4月14日から令和2年5月31日

②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設

【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設

【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検

討(施設名を公表)

(1) -2 特措法による要請を行う施設(床面積の合計が1,000㎡を超える下記

の施設)

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検

討(施設名を公表)

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設(床面積の合計が1,000㎡以下の下

記の施設)

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設

(5月16日から休止要請を解除する施設)

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。

但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、

当該ガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

実施内容

実施内容



改正案

- 1 基本的に休止を要請しない施設  
 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）  
 (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内容
医療施設	<同左>
生活必需品 資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需品資販売場、コンビニエンスストア等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等 （宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 （宅配・テークアウトサービスは除く。） ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
住宅、宿泊施設	<同左>

現在

- 1 基本的に休止を要請しない施設  
 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）  
 (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	施設の種類
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需品 資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需品資販売場、コンビニエンスストア等 ※スーパーマーケット等に対する協力依頼 ・妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯（1時間程度）の設定 ・レジの行列で並ぶ位置の指定 ・曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ ・利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等 （宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等

現在		改正案	
設		設	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等	交通機関等	<同左>
工場等	工場、作業場等	工場等	<同左>
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等	金融機関・官公署等	<同左>
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係等	その他	<同左>
※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理		※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理	
(2) 社会福祉施設等 施設の種類 社会福祉施設等 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）		(2) 社会福祉施設等 <同左>	
2 基本的に休止を要請する施設 (1) -1 特措法による要請を行う施設 施設の種類 内訳 要請内容		2 特措法により休止を要請する施設 > 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設 施設区分 施設内訳 要請内容	

改正案

遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

➤クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設区分	施設内容	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<同上>
運動施設、遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場等	

➤イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設区分	施設内容	要請内容
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、	施設の使用制限等

現在

①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、スードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校（大学等を除く。）	

現在

改正案

設(貸会議室を除く)

文化会館

の要請(特措法第24条第9項)  
⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討(施設名を公表)

➤5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分  
文教施設

施設内訳  
学校(大学等を除く。)

要請内容  
<同上>

(1)-2 特措法による要請を行う施設  
(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

現在

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設  
(床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下において	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

	ては、適切な感染防止対策を施した上での 営業	⇒床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 超の施設 に対する施設の使 用停止要請（休業 要請）の趣旨に基 づき、適切な対応 について協力を依 頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に 限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む 店舗 ※但し、床面積の合計が100 m <sup>2</sup> 以下におい ては、適切な感染防止対策を施した上での 営業	

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設

（5月16日から休止要請を解除する施設）

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設区分	施設名称	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	・府が定める標準

改正案

現在

<p>集会・展示施設</p>	<p>貸会議室</p>	<p>的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。</p>
<p>大学・学習塾等</p>	<p>大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等</p>	<p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p>
<p>博物館等</p>	<p>博物館、美術館、図書館 等</p>	<p>⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスタ一が発生した施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>
<p>ホテル又は旅館</p>	<p>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</p>	<p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p>
<p>商業施設</p>	<p>生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p>	<p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p>
<p>遊興施設 （クラスタ一発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設）</p>	<p>個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等</p>	<p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p>
<p>運動施設、遊技施設 （クラスタ一発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以</p>	<p>マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等</p>	<p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p>

現在

改正案

下の施設)





## 【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和2年5月31日まで）

- ① 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
  - ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
  - ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館
- ※ 措置の内容については、5月15日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断

## 【今後の対応】

大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

## （1）府主催（共催）のイベント

上記①の措置を継続。

## （2）府有施設

5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

例) 台宿所、博物館、美術館、図書館、貸会議室、公園の屋外スポーツ施設 等  
(文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、公園の屋内スポーツ施設 等については引き続き原則休館)

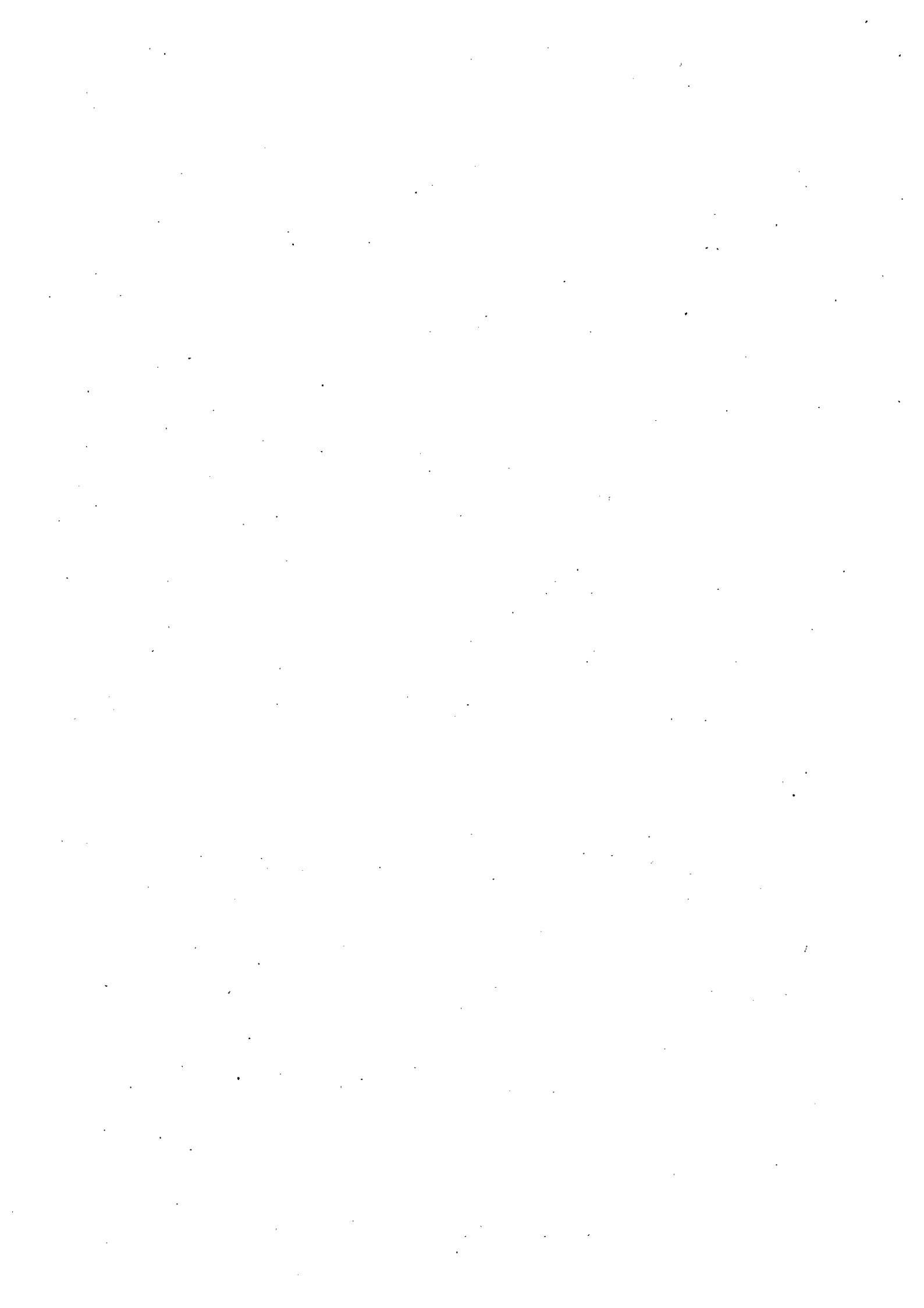
## 開館の留意事項

- ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

※ 5月15日までの予約分をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。

※ 引き続き休館する施設について、休館中に府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。

※ 開館する府有施設において、5月16日以降の予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収する。



# 感染拡大予防にかかる標準的対策

【全施設】

令和2年5月

大 阪 府

# 目次

全施設共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

## 業態による感染拡大を予防するための措置

- ① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)・・・・・・・・P.3
- ② 百貨店・スーパーマーケット等・・・・・・・・P.3
- ③ 遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)・・・・・・・・P.3
- ④ 劇場等(劇場・映画館・演芸場等)、貸会議室・・・・・・・・P.3
- ⑤ 遊技施設(パチンコ店)・・・・・・・・P.4
- ⑥ 遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)・・・・・・・・P.4
- ⑦ 運動施設(屋外水泳場)・・・・・・・・P.4
- ⑧ 大学等(大学・各種学校等)・・・・・・・・P.4
- ⑨ 学習塾等(自動車学校)・・・・・・・・P.5
- ⑩ 学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))・・・・・・・・P.5
- ⑪ 博物館等(博物館・美術館・図書室等)・・・・・・・・P.5
- ⑫ 博物館等(動物園・植物園等)・・・・・・・・P.5
- ⑬ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)・・・・・・・・P.5
- ⑭ 商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)・・・・・・・・P.6
- ⑮ 商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)・・・・・・・・P.6
- ⑯ 商業施設(スーパー銭湯)・・・・・・・・P.6

## (全施設共通事項)

### 1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。
- 参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
  - エアロゾル(空气中に漂う微粒子) 中では3時間以上
  - 銅の表面では4時間まで
  - 厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
  - ステンレススチール表面では48時間後まで
  - プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

### 2. 各業種に共通する基本的事項

#### 2-1. 人と人との距離等：3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。  
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・キャッシュレスの推進
- ・店に府が導入する「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを掲示するとともに、顧客に対し、QRコードへの入力要請を行うこと(別紙参照)

#### 2-2. 症状のある方の入場制限

- ・入場時の体温チェックの実施
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかけること。  
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

#### 2-3. 消毒等

- ・入口及び施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）の設置
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

#### 2-4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・便器内は通常の清掃が良い
- ・不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する

#### 2-5. 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

#### 2-6. ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

#### 2-7. 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い

#### 2-8. その他

- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

### 3. 業態による感染拡大を予防するための措置

#### ①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- ・営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

#### ②百貨店・スーパーマーケット等

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間を短くなるよう工夫すること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

#### ④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
- ・滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを



目安に(最小1m))が確保されること

- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑤遊技施設(パチンコ店)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

#### ⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・施設内での飲食は控えること

#### ⑦運動施設(屋外水泳場)

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・更衣室、シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑧大学等(大学・各種学校等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・リスクが高いと考えられる大学における実習(歯学部の実習等)には万全の注意を払うこと

### ⑨学習塾等(自動車学校)

- 学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

### ⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ⑪博物館等(博物館・美術館・図書室等)

- 混雑時の入場制限を実施
- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 展示配置を工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ⑫博物館等(動物園・植物園等)

- 混雑時の入場制限を実施
- 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- 観察時や施設内の移動において、人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 密閉施設については適切な換気が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- 入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)

### ⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
  - ・滞在時間が短くなるよう工夫すること
  - ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
  - ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- (飲食で使用する場合)
- ・営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
  - ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
  - ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
  - ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
  - ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
  - ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・店内等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な消毒や換気が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑮商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑯商業施設(スーパー銭湯)

- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・浴槽等において人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・更衣室等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

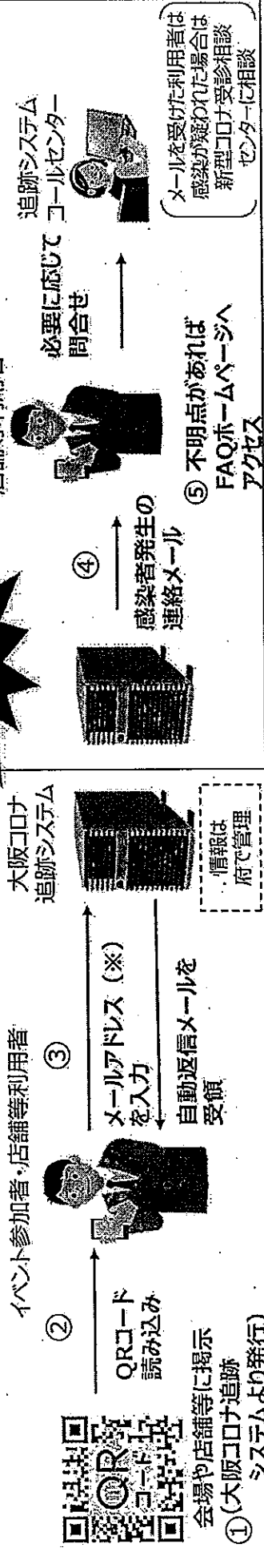
(飲食コーナー)

- 営業時間の終了を午後 10 時まで、酒類の提供を午後 9 時までとすること
- 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- 座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

# 大阪コロナ追跡システム

自粛・休業要請を解除した後、不特定多数の人が集まるイベントや店舗・集客施設等において感染者が発生した時に備え、QRコードを活用して、大阪府がイベント参加者や店舗等利用者の連絡先を把握し、感染者発生時に迅速に連絡を行うことにより、感染拡大を防ぐためのシステムを構築する。

## 《イメージ》



※ 名前、住所、電話番号、行動履歴（GPS位置情報等）等は取得しない。  
メールアドレスは、コロナ感染収束後にはシステムから削除される。

- ① イベント主催者・店舗等は、大阪府のHPからQRコードを取得し、印刷して会場・店舗等の入り口等に掲示。
- ② イベント参加者・店舗等利用者は、会場・店舗等でQRコードを読み込む。
- ③ 大阪コロナ追跡システムにアクセスして、メールアドレスを登録する。すぐに登録確認メールが自動返信される。
- ④ 感染者から登録アドレスの提供を受け、QRコードを読み込んだ会場・店舗等の登録アドレスにメールにて一斉に通知する。
- ⑤ 不明点がある場合は、通知メールに記載のFAQホームページへアクセスする。

## 自粛要請等の段階的な解除を行う緊急事態措置及び感染拡大予防にかかる標準的対策についてのご意見

委員	意見
朝野座長	<p>緊急事態宣言の解除に向けて、各業種、業態ごとに、段階的な営業の正常化にむかうことの必要性は社会的に合理的と考える。しかしながら、感染拡大の危険が去ったのではなく、感染拡大のきっかけは常に存在するものとして、社会生活を安全に再開するために、各種業種のリスク、例えば 3 密状態の改善や対面会話の回避などを避ける工夫を、ガイドラインとしてだけでなく大阪府が現場で指導、助言して行くことが重要と考える。</p> <p>同時に、社会的なリスクを減らすために、検査体制の拡充、医療機関への迅速な受診体制の維持、大阪府民の「新しい生活」の実践の徹底も合わせた総合的な対策が根本にあるべきであり、そのような観点に立ってこれからの新型コロナウイルス感染症との長期的な対応を緩まずに進めていただきたい。</p> <p>これまで新型コロナウイルスのクラスター形成が報告されている施設に関しては、基本的に休止を継続要請すること、その他の施設に関しては感染対策を講じながら休止要請を解除することに賛成する。また、不特定多数の者が利用する施設に「大阪コロナ追跡システム」を導入することに賛同する。一方でシステム利用を希望しない参加者が多くでないように、協力を呼びかけることが重要である。今後、本システムでクラスターをいち早く発見して、府民の健康管理に貢献することができた事例があれば、府民へ速やかに情報提供して、本システムへの理解を求めることが重要と考える。「大阪コロナ追跡システム」が、全国のモデルとなることを期待している。</p> <p>「感染拡大予防にかかる標準的対策」（全施設）への対策案も基本的に賛同する。業態別の予防措置には共通の感染対策に加え、業種毎のリスクがありますので、提示した対策にとどまらず、現場での工夫をさらに促し、良い取り組みは大阪府の HP 等で紹介して、普及させていくことが重要と考える。</p>
掛屋副座長	<p>現時点で報道ベースの情報しかないが、例えば特定警戒都道府県からの解除を判断する際、感染状況については、「直近 1 週間の 10 万人当たりの新規感染者 0.5 人以下」の目安があると言われる。「大阪モデル」のバージョンアップとして、国と整合性のある指標を補記のような形で入れ込んでおくことがベターではないか、と考える。</p> <p>「感染拡大予防にかかる標準的対策【全施設】」に含まれる「全施設共通事項」、の中に、「大阪コロナ追跡システム」に関する説明をインターフェースの画像なども含めて、一章（あるいは一項目）加える方が良い。急に文章中に頻回に登場しても内容が分からない。「（何か特定の）イベント参加者や（特定の）店舗利用者を把握し、事例が当該イベントや施設で発生した際の状況（調査の一部にもなりえる）と注意喚起を一斉メールで関係者に直接伝える」趣旨が伝わりにくくなっており、単に情報メーリングリストへの加入のお願いに見える。</p> <p>また、「3. 業態による感染拡大を予防するための措置」の中で、④大学等（大学・各種学校等）（5 ページ）の記載があるが、リスクが高いと考えられる大学における実習（歯学部の実習等）への注意はどうか、追加の記載が望まれる。全体として、それぞれの業界の方々の目を通じた内容である必要があると考える。</p>
砂川オプザーバー	



- 未だこの感染症に対するワクチンや十分な治療薬がない中、新型コロナウイルス対応は長期化することが予想
- 今後は、「ウイルスとの共存」を前提とし、医療・経済の両面から「府民の命を守る」。
- そのためには、「感染拡大の抑制と社会経済活動の再開・維持との両立を図る」ための戦略に移行していくことが必要。

## 「大阪モデル」

「感染暴発の兆候」と「感染の収束状況」を判断する4つの指標※を設定し、自粛要請・解除などの対策を段階的に実施する「大阪モデル」を策定。モニタリング指標と警戒基準に基づき、出口戦略・入口戦略を実行。

※4つのモニタリング指標 ①感染経路不明者の前週増加倍比 ②感染経路不明者数  
③確定診断検査における陽性率 ④患者受入重症病床利用率

## 「出口戦略」

(感染収束期)

グリーンステージ1

グリーンステージ2

グリーンステージ3

大阪モデル

指標(②~④)の全てが原則7日間連続クリア後

- ◎ 新規感染者の発生が限定的な局面  
⇒ 感染拡大の抑制を図りながら、社会経済活動の再開・維持に向け、府民や事業者に対する自粛要請を段階的に解除。

## 「入口戦略」

(感染暴発兆候期)

イエローステージ

レッドステージ1

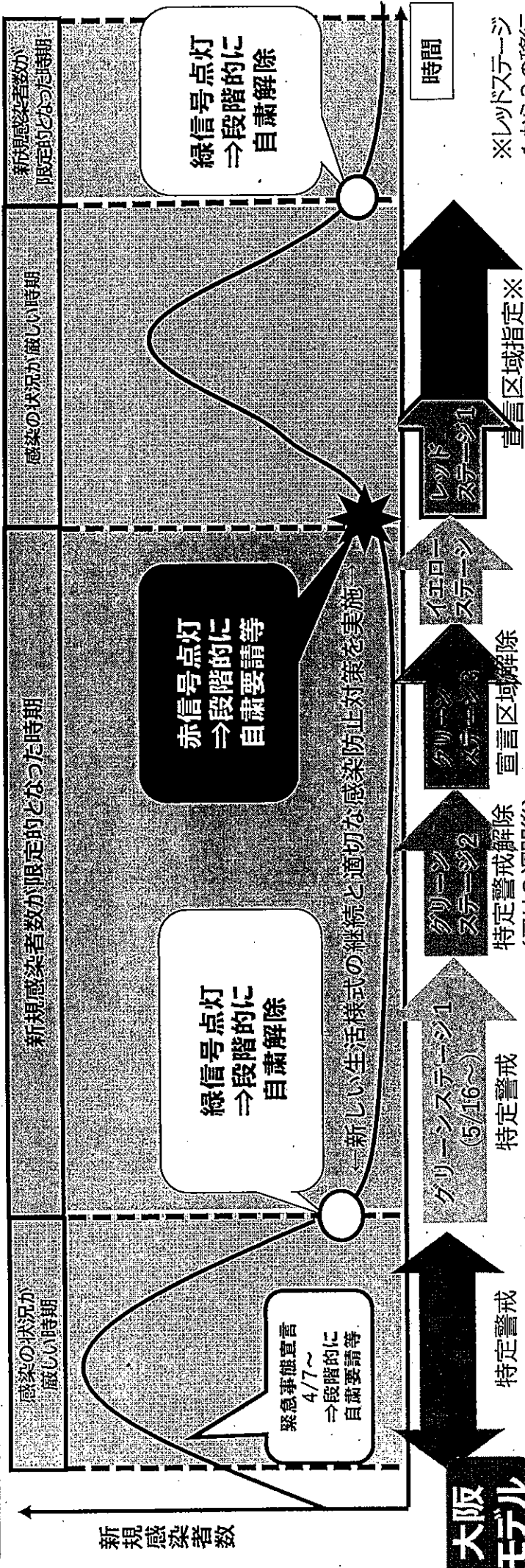
大阪モデル 指標(①~③)の1つ(2つ)が基準を満たす

指標(①~③)全てが基準を満たす

- ◎ 新規感染者が増加傾向の局面  
⇒ 爆発的な感染拡大の抑制や市中でのまん延防止として医療崩壊防止に向け、府民や事業者に対する自粛要請等の対策を段階的に実施。



# 戦略のロードマップ



※レッドステージ1から2の移行は、感染症・数理分析の専門家意見などを踏まえ判断

信号	△	○	●	▲	△	×	×	×	△
外出	不要不急の外出自粛(生活の維持に必要な場合を除き自粛)	8割程度の接触機会を低減を目指す(府県間移動、夜間の繁華街、三つの密を自粛等)	府県間移動、夜間の繁華街等を自粛	原則、自粛要請を解除	府県間移動、夜間の繁華街等を自粛	府県間移動、夜間の繁華街、週末の外出自粛等	不要不急の外出自粛(生活の維持に必要な場合を除き自粛)	府県間移動、夜間の繁華街、週末の外出自粛等	府県間移動、夜間の繁華街、週末の外出自粛等
イベント	全イベント自粛	全イベント自粛	少人数のイベントの制限解除	原則、自粛要請を解除	原則、自粛要請を解除	大規模イベント自粛	全イベント自粛	大規模イベント自粛	全イベント自粛
施設	・社会生活維持に必要な施設等以外は幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限	①~③以外は休止解除 ①クラスター発生施設及びその類似施設 ②クラスター発生施設区分のうち1000㎡超の大規模施設(遊興施設、運動・遊技施設) ③集会・展示施設 ・食事提供施設の営業時間制限の緩和	グリーンステージ1の状況を見極め、 ①施設の解除を判断(②③は解除) ・食事提供施設の営業時間規制の緩和継続	原則、全ての施設の休止要請を解除	注意喚起	直近にクラスターが発生した施設は休止(過去のクラスター発生施設の休止を判断)	・社会生活維持に必要な施設等以外は幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限	直近にクラスターが発生した施設は休止(過去のクラスター発生施設の休止を判断)	直近にクラスターが発生した施設は休止(過去のクラスター発生施設の休止を判断)

# ステージごとの内容

<b>グリーンステージ</b>		1 特定警戒指定 ⇒ 2 特定警戒解除(又は2週間後) ⇒ 3 緊急事態宣言区域の解除
外出	「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、自粛 「府県をまたいだ移動」、「夜間の繁華街への外出」、「三つの密」を避け、新しい生活様式を徹底	引き続き、全てのイベントの開催自粛 ・【引き続き休止要請】 ① 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設 ② クラスター発生施設区分（遊興施設、運動・遊技施設）のうち床面積合計1000㎡超の大規模施設 ③ 集会・展示施設（イベント開催自粛要請の継続を求める観点から） ・食事提供施設の営業時間を2時間緩和（営業は午後10時まで、ただし酒類の提供は午後9時まで） ・【休止要請を解除】 ①～③以外の施設 ⇒ 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等遵守を条件 ・「大阪ロカドゥルシステム（5月下旬構築予定）」の導入を要請
イベント		
施設		
1		
外出	「府県をまたいだ移動」、「夜間の繁華街への外出」、「三つの密」を避け、新しい生活様式を徹底	「府県をまたいだ移動、比較的小人数(最大でも50名まで)のイベントは感染防止対策を講じた上で開催可能 上記②③の施設は、休止要請を解除。①の施設は、グリーンステージ1の状況を見極めた上で解除を判断。食事提供施設の営業時間の緩和と継続
イベント		
施設		
2		
<b>3 外出・イベント・施設</b>		適切な感染防止対策を条件に、原則、全ての要請を解除。新しい生活様式の継続
<b>イエローステージ</b>		府民や事業者に対する注意喚起
<b>レッドステージ</b>		
外出	「府県をまたいだ移動」、「夜間の繁華街への外出」、「週末の外出」、「三つの密」を避け、新しい生活様式を徹底	大規模イベント開催自粛 直近のイエローステージ中にクラスターが発生した施設は休止（過去にクラスターが発生した施設については、感染状況等を踏まえ休止を判断） 不要不急の外出自粛（生活の維持に必要な場合を除き自粛） 全てのイベントの開催自粛 ・社会生活維持に必要な施設等以外は、幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限
イベント		
施設		
1		



## 新型コロナウイルス感染症とは

**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫  
感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触  
感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

## 感染予防の対策

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

### すぐに相談

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②高齢者、基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤・抗がん剤を使用している方で発熱、咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ③妊婦の方 比較的軽い風邪症状がある場合 ※念のため、早めに相談

### 症状が4日以上続くときは必ず相談

上記①～③以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合 ※強い症状や解熱剤などを飲み続けている方はすぐに相談

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。  
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

<新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧> ※土日祝を含めた終日つながります

センター名	電話番号	FAX	センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所	06-7166-9911	06-6944-7579	大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
大阪府茨木保健所			堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
大阪府守口保健所			高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
大阪府四條畷保健所			東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
大阪府藤井寺保健所			豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
大阪府富田林保健所			枚方市健康部	072-841-1326	072-841-5711
大阪府和泉保健所			八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
大阪府岸和田保健所			寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
大阪府泉佐野保健所			吹田市保健所	06-7178-1370	06-6339-2058

※令和2年5月11日時点

## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

府民向け相談窓口 電話番号：06-6944-8197 FAX番号：06-6944-7579  
受付時間 9:00～18:00（土日・祝日も実施）

## 大阪府新型コロナウイルス感染症 ライトアップ協力事業者（府に連絡があった事業者のみ）

R2.5.14 時点

対象施設	場所	対象期間	備考
フエニーチェ堺	堺市	5月11日～31日	
旧堺燈台			
酒蔵の外観	河内長野市	5月11日～	天野酒蔵元 西條合資会社
岸和田城	岸和田市	5月11日～31日	
みさき夢灯台	岬町	5月12日～31日	
藤井寺市役所庁舎	藤井寺市	5月11日～31日	庁舎内の灯り
・大阪・梅田「大びちくん」 ・新大阪駅前屋外 LED 看板	大阪市	5月11日～	ダイキン工業株式会社
レッドホース オオサカホール (EXPOCITY 観覧車)	吹田市	5月14日～	EXPO 観覧車合同会社
南海ビル北側壁面	大阪市	5月16日～	南海電気鉄道株式会社



## 公立こども園の運営(5月16日以降)について

### 1. 背景

- 大阪府緊急事態措置の解除基準(大阪モデル)をふまえ、5月16日(土)から、施設の使用制限等の要請が一部解除されることになった。
- 緊急事態宣言は依然として発出されており、予断を許さない状況が続くと見込まれる。

### 2. 運営の考え方

#### 【変更前】

- 新型コロナウイルス感染症にかかる現状を踏まえて、5月7日(木)から5月31日(日)まで対象者を限定した運営\*1を継続。⇒4月30日(木)に保護者に周知済
- (\*1 医療従事者、社会機能維持従事者等、その他施設長が必要とする児童限定)



#### 【変更後】

- 宣言解除でなく、予断を許さない状況であるため、利用自粛の要請を継続する。
- なお、緊急事態宣言の状況及び大阪府の対応方針が変更となることを受け、市の対応を決定、周知する。
- 5月16日(土)から5月31日(日)の運営 ⇒ 必要な保育を継続
- 但し、家庭での保育が可能な児童については、自宅での保育を強く要請
- 例) ・府の休業要請を受ける施設に従事される家庭の児童
- ・勤務先の協力により自宅での保育が可能な家庭の児童

### 3. その他

- 民間事業者へは公立に準じた取扱いを要請し、必要な保育の確保を依頼
- また、民間園の休園に伴う臨時預かり保育については、上記期間中は継続実施とするが、当該園の開園に応じて、順次縮小し、引き続き預かり未実施園に対しては、実施要請を行う。
- 登園児受入れに際し、手洗い・うがい・施設内消毒など感染予防に努めながら保育実施する。



共同利用施設の対応

2020. 5.15  
都市活力部 空港課

府の方針 2020. 5.14

- ・集会所：特措法に基づく自粛要請対象のまま
- ・会議室：特措法に基づく自粛要請対象を外し、適切な感染予防対策の遵守を条件に使用可。

市の対応案

- ・集会施設である共同利用施設は、原則的に集会所に準ずる扱いとし、5月31日までの閉館を継続する。
- ・但し、自治会等の地域組織の打合せ、役員会、総会等、参加者があらかじめ明確である会議としての範囲内での利用は、地元管理運営委員会の判断で利用可とする。
- ・会議室として利用する場合、5月15日府本部会議資料2-4 3. ④劇場等、貸会議室に掲げる対策をとることを条件とする。

市 HP 原稿案 「共同利用施設全体のページ」「各センターのページ」共通に掲載

- ・共同利用施設は、5月31日まで休館します。
- ・但し、自治会等の地域組織の打合せ、役員会、総会等、参加者があらかじめ明らかである会議としての範囲内に限り、地元管理運営委員会の判断で利用できることとします。
- ・なお、会議利用をされる場合、利用者（会議の主催者）の方は、感染予防対策の取組みをお願いします。

共同利用施設の多くは管理人が住込ですので、管理人の生活空間への感染防止という観点からも、とりわけ、徹底をお願いいたします。

## 屋外体育施設の再開について

○令和2年5月18日（月）から屋外体育施設（テニスコート・野球場・グラウンド）を再開します。予約受付は5月16日（土）から（ただし、シャワールーム、更衣室、会議室、豊中ローズ球場の観客席及びダッグアウトは使用できません。）

○屋外体育施設の使用再開にあたり、各施設において利用者へ周知徹底します。

### 屋外体育施設の使用再開における注意事項

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、下記の条件でのご利用となりますので、ご注意ください。

1. 人と人との十分な距離（できるだけ2mを目安に〔最小1m〕）確保してください。
2. 近距離での会話や発声を避けてください。
3. 発熱などの症状があるなど、体調の悪い方はご利用をご遠慮ください。
4. 握手や肩を組むなどの接触はお控えください。
5. グループの代表者の方は、グループ全員の方の氏名や連絡先、住所を把握しておいてください。

※上記の条件について、ご理解いただけない場合は施設をご利用いただけません。

※ご利用される方の責任のもとで、施設を使用していただいておりますので、感染拡大防止にご協力をお願いします。

○緊急事態宣言延長に伴う教育委員会の対応について

1 施設等の対応 5月18日(月)以降、準備が整い次第、順次開館とする。ただし、国や大阪府の方針等に変更があれば、それを踏まえ見直しを行います。

	図書館	公民館	青年の家いぶき	庄内少年文化館	教育センター	学校開放事業	原田しろあと館
現 状	休館 予約による受付・貸出の休止。放課後子どもクラブ、障害児通所支援事業所への配本サービス	休館	休館 電話相談のみ実施 必要に応じて来所相談の実施	休館 小中学校登校日実施に合わせて一部事業の実施。	休館 電話相談のみ実施 必要に応じて来所相談の実施	中止	休館
18日～ 31日	5/20～予約の新規受付(来館を含む)を再開 5/27～書架の利用再開などサービスを拡充予定	参加者が特定される一定の人数以下の会議での貸室利用について再開	参加者が特定される一定の人数以下の会議での貸室利用について再開	5/18～再開	5/18～再開	同上 学校との調整を行う	再開に向け委託事業者と調整を行う

2 学校の対応

●学校休業：大阪府の要請に基づき5月31日(日)までとする。

\*5月11日(月)～15日(金)週1回の登校日を実施。5月18日(月)～29日(金)週2回程度の登校日を設定する。

3 放課後子どもクラブの対応

●現行の保育(対象者を限定)を基本に、府の休業要請の段階的解除をふまえ、必要な保育を実施できるよう対応する。

令和2年（2019年）5月15日

生活困窮者に対する固定資産税・都市計画税減免措置概要

令和2年度より生活困窮者に対する固定資産税・都市計画税の減免について既存の減免制度に加え、以下の通り拡充する。

(減免対象者)

下表に掲げる貸付または支援制度を利用し、かつ固定資産税・都市計画税の年税額（単有・共有合算）が5万円以下の者。

(減免割合)

固定資産税等の減免適用割合は、年税額のうち2分の1とする。

(その他要件)

所有している固定資産が自己居住用だけであること。

ただし、家屋の床面積が70㎡を超える場合は70㎡までを、土地の地積が100㎡を超える場合は100㎡までを減免の対象とする。また、当該固定資産を共有する場合にあっては、減免を受けようとする者の持分割合を減免対象とする。

貸付または支援制度

各種貸付制度	内容	窓口
大阪府生活福祉資金	福祉資金	豊中市社会福祉協議会
	不動産担保型生活資金	
	総合支援資金	
	教育支援資金（教育支援費、就学支援費）	
	緊急小口資金	
生活保護資金貸付制度	<p>目的別の貸付制度（障害者自動車購入資金・災害を受けたことにより臨時に必要な経費など）</p> <p>65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、現住居（土地）を担保にする生活費の貸付制度</p> <p>2年以内に失業した方を対象にした生活資金の貸付制度</p> <p>高等学校・大学または高等専門学校に入学・修学するための貸付制度</p> <p>給与の遅配・医療費等を対象にした生活資金の貸付制度</p> <p>豊中市に居住し、病気・失業・災害などで一時的に困窮、貸付を受けることにより自立更生ができる人を対象とした貸付制度。</p> <p>※失業の場合は、再就職が決定していることが必要</p>	福祉事務所

# 大阪府からの自粛要請解除後の新型コロナ受入病床確保方針（案）

## 【新型コロナ患者の受入体制等の概況】

○これまで、大阪府では新型コロナ患者発生増加に伴い、公的医療機関等を中心に、新型コロナ患者受入病床の確保を要請し、各医療機関の協力の結果、必要な病床を確保してきた。

（5月11日現在 1,132床（重症188床、軽症中等症944床））

○府独自の自粛要請や緊急事態宣言に伴う自粛要請の結果、一時期よりも感染状況は収束傾向にあり、病床使用率は、減少傾向となっている。

（5月11日現在 重症26.6%、軽症中等症35.1%）

○本府では、独自の基準に基づき、自粛要請・解除などの対策を段階的に実施することとしており（大阪モデル）、5月15日においても設定した警戒基準を下回れば、自粛要請の解除等の対策を段階的に進めていく予定。

○一方、新型コロナ受入病床は、既存の病床を転用しているため、既存の医療（新型コロナ感染症以外の医療）に少なからず影響を与えており、小康状態時は弾力的な運用の検討が必要。

## ＜府からの自粛要請解除後の病床確保の方針＞

○患者数が減少し、新規感染者数が限定的となった時期（大阪モデルの警戒基準を下回る状態）は、病院の意向を確認し、要請病床の一部ないし全部を、暫定的に通常医療用の病床として柔軟に運用する。

○ただし、暫定的に通常医療用とした病床は、感染拡大の兆候が見られた際は、速やかに（重症1週間以内、軽症中等症2週間以内）新型コロナ受入病床として再び運用できる体制を確保出来るよう、各病院に協力依頼する。

○加えて、感染爆発の兆候が見られた際は、新たに追加の病床確保を要請する。

# 大阪モデル（府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方）と病床確保方針（案）

## 【大阪モデル】

- ① 客観的なモニタリング指標の設定
- ② 指標の見える化により府民の行動変容を促す
- ③ 基準に基づく自粛要請・解除などの対策を段階的に実施
- ④ 陽性者数等を踏まえた必要な感染拡大防止策の実施（クラスター対策、検査体制や医療提供体制の充実等）



## 【病床確保方針】



新型コロナウイルス患者受入医療機関 各位

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス受入病床の通常医療病床としての暫定利用について

日頃より、本府健康医療行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府においては、新型コロナ患者の発生状況を踏まえ、これまで府内の公的医療機関等を中心に、新型コロナ患者受入病床の確保を要請させていただき、現在、重症、軽症・中等症合わせ約1,100床程度の受入病床を確保しています。

3月末には、本府において、新型コロナ患者の感染拡大の兆候が見られ、本府独自に、府民等に対し、自粛要請するとともに、4月7日には、政府の緊急事態宣言に基づき、府民等に対し更なる自粛要請を行ってまいりました。現在、大阪府の患者発生状況は減少傾向にあり、大阪モデルに基づき府独自に設定した警戒基準を5月15日においても下回れば、自粛要請を段階的に解除していく予定です（別紙参考のとおり）。

今後、新型コロナにかかる医療体制を確保するとともに、通常医療（新型コロナ感染症以外の医療）体制を維持していくためには、新型コロナ患者の新規感染者数が限定的となった時期は、新型コロナ受入病床を段階的に通常医療病床として暫定運用していただくことも重要と考えています（別紙病床確保方針（案）参照）。

つきましては、本府から、新型コロナ受入病床として要請している病床（の一部）を、暫定的に通常医療にかかる病床としての運用を希望される場合、別添意向書を5月18日（月）午前までに、電子メールにてご回答いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、暫定的に通常医療にかかる病床としての運用いただく場合、後日、本府から改めて書面にて連絡させていただきます。

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課

畑山・高野・井原

電話：06-6944-6028（ダイヤルイン）

E-mail: coronataisaku19@gbox.pref.osaka.lg.jp

# 新型コロナウイルス感染症対策

JP | EN

内閣官房  
Cabinet Secretariat

トップページ | 最新の情報 | 各種支援・行政の取り組み | 感染しない・広げないために | 対策本部等資料

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内  
[詳しくはこちら >](#)

業種ごとの感染防止対策ガイドライン一覧  
[詳しくはこちら >](#)

 コロナ対策に関連した社会貢献活動への寄附を募集の方へ  
[詳しくはこちら >](#)

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和2年4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言  
(4月16日に対象地域が全都道府県に拡大、5月4日に期間が5月31日まで延長) について、  
5月14日、対象区域が以下のとおり変更になりました。  
[<緊急事態措置を実施すべき区域>](#)